

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年2月10日
【会社名】	株式会社東急レクリエーション
【英訳名】	TOKYU RECREATION CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 菅野信三
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区桜丘町2番9号
【電話番号】	03(3462)8870
【事務連絡者氏名】	財務部長 堀江真二郎
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区桜丘町2番9号
【電話番号】	03(3462)8870
【事務連絡者氏名】	財務部長 堀江真二郎
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 2,226,350,600円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,619,236株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は1,000株であります。

- (注) 1. 平成28年2月10日(水)の取締役会決議によります。
2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」という。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	2,619,236株	2,226,350,600	
一般募集			
計(総発行株式)	2,619,236株	2,226,350,600	

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

##### (2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
850		1株	平成28年3月11日(金)		平成28年3月17日(木)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 申込みの方法は、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

##### (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社東急レクリエーション 総務部	東京都渋谷区桜丘町2番9号

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 渋谷支店	東京都渋谷区道玄坂一丁目3番2号

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,226,350,600	60,000,000	2,166,350,600

(注) 1. 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書等の書類作成費用、弁護士費用及びアドバイザー手数料その他諸費用であります。

## (2) 【手取金の使途】

本自己株式処分により調達する差引手取概算額2,166百万円の使途につきましては、当社の主要事業である映像事業における映画鑑賞環境の差別化に係る設備投資及び映像事業・不動産事業に係る物件の共有持分取得の資金に充当する予定であります。

具体的な使途及び支出予定時期につきましては以下の通りであり、まず、映像事業・不動産事業における物件の共有持分取得資金に充当した後、映像事業における設備投資に要する資金に充当する予定であり、手取金の不足分は、手元資金から支出する予定です。

また、調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
映像事業・不動産事業における物件の共有持分取得 <内容> ・町田市鶴間所在の商業施設物件(注1)	1,757	平成28年2月
映像事業における設備投資 <内容> ・4DX®設備(注2)の導入(5施設(サイト))	767	平成28年4月～ 平成28年7月

(注1) 町田市鶴間所在の商業施設物件に係る共有持分の取得は、東京急行電鉄株式会社(以下「東京急行電鉄」といいます。)より行うものであり、その取得代金の支払いは、本自己株式処分の払込が完了するまで一旦手元資金で行います。

(注2) 当社は、韓国のCJ 4DPLEX CO.,LTD.が映画鑑賞環境の多様化による差別化のために開発したシステムである4DX®を平成28年2月10日時点で3サイトに導入しており、平成28年7月までに新たに5サイトに導入し、合計8サイトとする予定であります。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

## 1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	東京急行電鉄株式会社	
	本店の所在地	東京都渋谷区南平台町5番6号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第146期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) 平成27年6月26日関東財務局長に提出	
		有価証券報告書の訂正報告書 事業年度 第146期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) 平成27年7月24日関東財務局長に提出	
	四半期報告書 事業年度 第147期第1四半期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日) 平成27年8月7日関東財務局長に提出		
	四半期報告書 事業年度 第147期第2四半期 (自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日) 平成27年11月10日関東財務局長に提出		
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	3,381,102株
		割当予定先が保有している当社の株式の数	8,127,596株(間接保有分を含みます。(注1))
	人事関係	当社は東京急行電鉄より社外取締役1名の派遣を受けております。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係	該当事項はありません。	
取引関係	当社は、東京急行電鉄との間で物品等の販売・購入に係る取引及び不動産の賃借に係る取引などを行っております。また、当社は、平成27年11月13日付で当社の保有していた「新宿東急文化会館(新宿TOKYU MILANO)」に係る土地及び建物の一部を東京急行電鉄に対して譲渡いたしました。加えて、当社は、東京急行電鉄の完全子会社である株式会社東急モルズデベロップメントとの間で不動産の賃借に係る取引などを行うとともに、当該取引に係る差入保証金の返還を受けております。		

(注1) 東京急行電鉄は、本有価証券届出書の提出日現在、当社普通株式7,746,044株を所有するとともに、東京急行電鉄の子会社である株式会社東急ストア、株式会社東急エージェンシー、東急ファシリティサービス株式会社、株式会社セントラルフーズ、株式会社東急設計コンサルタント及び上田交通株式会社を通じた間接保有分(株式会社東急ストアが174,000株、株式会社東急エージェンシーが133,441株、東急ファシリティサービス株式会社が39,065株、株式会社セントラルフーズが19,000株、株式会社東急設計コンサルタントが13,946株、上田交通株式会社が2,100株の合計381,552株)と合算して、合計8,127,596株を所有しております。

## c. 割当予定先の選定理由

当社は、昭和21年に新日本興業株式会社として設立され、映画興行を事業の中心としておりました。昭和24年には株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)へ上場し、その後、昭和28年に東京急行電鉄が設立した東京製氷株式会社と合併して東急グループ(東京急行電鉄を中核企業とした221社8法人(平成27年9月末時点)で構成する企業グループであり、以下「東急グループ」といいます。)入りを果たして以降、昭和44年の現社名(株式会社東急レクリエーション)への社名変更などを経つつも、東急グループにおけるエンターテインメント分野、特に映画興行事業を運営する役割を担ってまいりました。そして現在は、主として映画興行を行う映像事業を中心としつつ、ボウリング場・フットサル場・フィットネス施設・コンビニエンスストア・飲食店・ranKing ranQueen(ランキンランキン(注1))・ホテルを運営するライフ・デザイン事業、不動産のマスターリース(注2)を中心とした不動産賃貸事業を3本柱として、事業運営を行っております。

(注1) 「新商品情報を発信する＝“NEW”」と「今のヒット商品がわかる＝“NOW”」を併せ持った「販売できる広告メディア」としての機能を持つパラエティショップを「ranKing ranQueen(ランキンランキン)」の名称で当社が運営しております。

(注2) 建物の所有者から当該建物の第三者への転貸(サブリース)を前提にして行う、当該建物を一括して賃借することをいいます。

現代の映画興行は同一の施設(サイト)に複数のスクリーンが設置されているシネマコンプレックスが主流となっており、当社は、シネマコンプレックス「109シネマズ」の全国チェーン展開を推進し、本有価証券届出書提出日現在においては、19サイト175スクリーン体制で事業を営んでおります。特に昨年には、最新鋭の映画設備を備えた大型シネマコンプレックスである109シネマズ二子玉川と109シネマズ大阪エキスポシティを相次いでオープンさせるなど、積極的な事業展開を行っております。

他方、当社が昭和31年に開業した「渋谷東急文化会館」と「新宿東急文化会館(新宿TOKYU MILANO)」は、開業以来半世紀にわたって、当社の事業の根幹として、また、渋谷・新宿それぞれの街の文化発信基地並びに文化の象徴として、街の発展とともに歩んでまいりました。しかしながら、近年においては、人々がエンターテインメントに求める価値観は大きく変化をしており、多様化する人々のニーズに応えるために、当社を取り巻く業界環境及び企業間の競争は一段と厳しいものとなっていることから、当社においても、老朽化が進んでいた「渋谷東急文化会館」や「新宿東急文化会館(新宿TOKYU MILANO)」を平成15年6月と平成26年12月にそれぞれ閉館し、渋谷地区においては「渋谷東急文化会館」に代わる新たなシネマコンプレックスの開業を目指し、「新宿東急文化会館(新宿TOKYU MILANO)」跡地においては、文化の新たな起点とすべく、再開発の計画を検討してまいりました。

そして、当社は、「おもてなしの心をもって“夢と希望”“感動と楽しさ”“安心と信頼”を提供する」との経営理念のもと、顧客満足の追求並びに企業価値の向上に取り組むとともに、更にこの経営理念を具現化すべく、平成26年5月に、経営ビジョン「エンターテインメント ライフをデザインする企業へ」を策定いたしました。この経営ビジョンは、今後の当社の事業の方向性を明確にし、10年後を見据えた新たな指針となるものであり、「変革への挑戦」をスローガンに掲げ、東急グループとの連携を強化し、お客様の期待を超えるサービスを目指すものであります。また、経営ビジョンの実現のためには「新宿東急文化会館(新宿TOKYU MILANO)跡地の再開発」、渋谷再開発計画における「渋谷地区でのシネマコンプレックス開業」は必要不可欠の要素であるため、当社は、これらを最重要課題として取り組んでおります。

このような中、当社は、東京急行電鉄より、当社が渋谷・新宿での事業拠点を新たな形で構え、収益性に波がある映画興行に左右されにくい事業構造を持つためには、街づくりの知見が豊富な東京急行電鉄との連携が必要不可欠であり、また、当該連携を実効的なものとするためには現在の当社を東京急行電鉄の関連会社とする東京急行電鉄の持株比率では不十分であって、連結子会社とすることにより両社間の協力関係を一層強化することが適切であるとの考えの下、平成27年10月下旬、東京急行電鉄が当社普通株式を追加取得し両社の企業価値向上を図ることについて提案を受けました。

そして、当社は、経営ビジョンの実現に不可欠な「新宿東急文化会館(新宿TOKYU MILANO)跡地の再開発」、渋谷再開発計画における「渋谷地区でのシネマコンプレックス開業」の実現のためには、それぞれ、ソフト(映画興行)の提供者である当社及びハード(施設開発)の提供者である東京急行電鉄双方のより強固な協力関係が必要不可欠であると考えていたため、東京急行電鉄による当社普通株式の追加取得により、両社の関係を強化するという東京急行電鉄の提案の方向性に賛同し、両社間で連携の在り方について、複数回にわたって協議・検討を行ってまいりました。

その結果、両社間での協議を踏まえ、東京急行電鉄は、平成28年1月中旬、東京急行電鉄が中期3か年経営計画「STEP TO THE NEXT STAGE」を推し進めるに当たっては、街づくりに「楽しさを提供する」役割が欠かせないと考え、そのエンターテインメント戦略を担う子会社として当社の東急グループにおける役割を拡大し、その拠点となる渋谷の街づくりを始めとして共に推進していくことが相応しいとの認識に至り、後述の本取引によって東京急行電鉄が当社を連結子会社化することが、両社間の円滑かつ迅速な協力関係の下、各施策を実施することを可能とし、ひいては、当社、東京急行電鉄及び東急グループ各社の企業価値及び株主価値の向上に資するものであると結論付けました。また、当社も両社間での協議を踏まえ、経営ビジョンを実現させるためには、現状の持分法適用関連会社ではなく、東京急行電鉄の連結子会社となることによって、より強固な協力関係の下、東急グループ一体として事業を推進していくことが必要不可欠であると考え、後述の本取引を実施するとともに、両社間で資本業務提携契約(以下「本資本業務提携契約」といいます。)を締結すべきとの結論に至りました。なお、連結子会社化に向けた具体的な方法としては、本自己株式処分を実施し、当社が資金調達をすることにより、当社の財務基盤を強化しつつ、当社の主要事業である映像事業における映画鑑賞環境の差別化に係る設備投資及び映像事業・不動産事業に係る物件の共有持分取得の資金需要を満たすことが可能となり、当社の収益力の向上、ひいては企業価値及び株主価値の向上に資することとなることから、当社普通株式を対象とする公開買付け(以下「本公開買付け」といい、本公開買付け及び本自己株式処分を総称して「本取引」といいます。))のみならず、同時に本自己株式処分を実施することが、最適な方法であると両社は考えるに至りました。

以上のように、当社及び東京急行電鉄は、両社間の協力関係を一層強化することが、当社及び東京急行電鉄双方の企業価値及び株主価値の最大化に繋がると考えており、また、本取引により、当社が東京急行電鉄の連結子会社となることが両社間の円滑かつ迅速な協力関係の下、各施策を実施することを可能とし、ひいては、当社、東京急行電鉄及び東急グループ各社の企業価値及び株主価値の向上に資するための手段として極めて有効であるとの考えで一致したことから、東京急行電鉄による当社の連結子会社化を目的として、東京急行電鉄は本公開買付けを行い、当社は本公開買付けに賛同するとともに、同時に本自己株式処分を実施することとし、さらには、両社間において本資本業務提携契約を締結し、東京急行電鉄を割当予定先として選定いたしました。

d．割り当てようとする株式の数

当社普通株式 2,619,236株

e．株券等の保有方針

当社は、割当予定先である東京急行電鉄が当社普通株式を長期に保有する方針であることを、口頭で確認しております。

なお、当社は、東京急行電鉄より、払込期日から2年以内に本自己株式処分により割り当てられる当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先の払込みに要する財産の存在について、割当予定先が平成27年11月10日に関東財務局長に提出した第147期第2四半期報告書により、当該割当予定先が処分予定株式の払込金額の払込みに足りる現預金その他流動資産を保有していることを確認しており、その後かかる財務内容が大きく悪化したことを懸念させる事情も認められないことから、本自己株式処分に係る払込みについて確実性に問題がないものと判断しております。

g．割当予定先の実態

割当予定先は、東京証券取引所市場第一部に上場しており、割当予定先が同取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書に記載している反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を、同取引所のホームページにて確認することにより、当社は、割当予定先並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

#### h. 特定引受人に関する事項

本公開買付けにおける応募株主の応募株券等の総数が買付予定数の上限(5,255,000株)以上となり、本公開買付けにより、東京急行電鉄が当社普通株式5,255,000株を取得することとなる場合には、本取引により、本自己株式処分の割当予定先である東京急行電鉄が直接又は間接的に保有する当社普通株式に係る議決権数の当社の総株主の議決権の数に対する割合は50.10%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、割合の数値(%)について同じです。)となるため、東京急行電鉄は、会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当する可能性があります。以下は、その場合の議決権数に関する内容です。

- (a) 当該引受人(その子会社等を含む。)がその引き受けた募集株式の株主になった場合に有することとなる議決権数は、10,745個であり、本公開買付けにより、東京急行電鉄が当社普通株式5,255,000株を取得することとなる場合には、合計16,000個となります。
- (b) 上記(a)の募集株式に係る議決権数は、2,619個であります。
- (c) 引受人の全員がその引き受けた募集株式の株主となった場合における総株主の議決権数は、31,723個であります。

## 2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3 【発行条件に関する事項】

### (1) 処分価格の算定根拠及びその合理性に関する考え方

処分価額は、東京急行電鉄との協議により、本公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)と同じ価額である当社普通株式1株当たり850円としました。

当社は、本公開買付価格が、本取引の公表日の前営業日である平成28年2月9日の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値725円に対して17.24%、平成28年2月9日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値731円(円未満四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。)に対して16.28%、平成28年2月9日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値773円に対して9.96%、平成28年2月9日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値762円に対して11.55%のプレミアムをそれぞれ加えた価額となっており、本自己株式処分における処分価額は、特に有利な処分価格に該当しないことは明らかであるものと判断しており、本公開買付価格と同じ価額で本自己株式処分を行うことは妥当であると判断しております。

また、監査役4名(社外監査役2名)全員は、本自己株式処分は、処分価額について、取締役会決議の直前営業日の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値725円に対して17.24%、平成28年2月9日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値731円に対して16.28%、平成28年2月9日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値773円に対して9.96%、平成28年2月9日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値762円に対して11.55%のプレミアムをそれぞれ加えた価額であり、当社の直近の財政状態及び経営成績等を勘案すると、適正かつ妥当であり、特に有利な処分価格に該当しないことは明らかである旨の意見を表明しております。

### (2) 処分数量及び株式の希薄化の規模に合理性があると判断した根拠

本自己株式処分の処分数量である普通株式2,619,236株(議決権2,619個)が、本自己株式処分により、東京急行電鉄に対して割り当てられることで、平成28年2月10日現在の当社普通株式の発行済株式総数31,937,474株(総議決権29,104個)に対して増加する議決権数の割合は9.00%となり当社普通株式につき1株当たりの総議決権数に対する割合が希薄化することになります。

一方で、当社は「第1 募集要項」「4 新規発行による手取金の使途」「(2) 手取金の使途」に記載の資金使途に充当することは、当社の映像事業における映画鑑賞環境の差別化による収益拡大及び映像事業・不動産事業における安定収益確保に貢献するものであり、また、一層の財務基盤の強化を図ることを可能とするものと判断しております。これに加えて、本取引により当社が東京急行電鉄の連結子会社となることが両社間の円滑かつ迅速な協力関係の下、各施策を実施することを可能とし、ひいては、当社、東京急行電鉄及び東急グループ各社の企業価値及び株主価値の向上に資するものと考えております。

また、本自己株式処分による処分数量及び株式の希薄化の規模は、東京急行電鉄が本公開買付けにおいて買付予定数の上限である5,255,000株を買い付けたとしても、東京急行電鉄の保有する当社普通株式数に係る議決権の総議決権数に対する割合が50.10%となることを限度とするものであって、東京急行電鉄による当社の連結子会社化という本取引の目的を達成するために必要な限度で行われるものです。

よって、当社は、本自己株式処分は当社のさらなる成長・発展と企業価値及び株主価値の向上に資する手段に必要な限度で行われるものと考えているため、その処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

#### 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本公開買付けにおける応募株主の応募株券等の総数が買付予定数の上限(5,255,000株)以上となり、本公開買付けにより、東京急行電鉄が当社普通株式5,255,000株を取得することとなる場合には、本取引により、本自己株式処分の割当予定先である東京急行電鉄が直接又は間接的に保有する当社普通株式に係る議決権数の当社の総株主の議決権の数に対する割合は50.10%となるため、東京急行電鉄は、会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当する可能性があります。その場合、本自己株式処分は、大規模な第三者割当に該当します。



## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
東京急行電鉄株式会社	東京都渋谷区南平台町 5 - 6	7,746	26.61	15,620	49.24
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託 分・京浜急行電鉄株式会社退 職給付信託口)	東京都中央区晴海 1 - 8 - 11	1,491	5.12	1,491	4.70
東急不動産株式会社	東京都渋谷区道玄坂 1 - 21 - 2	1,309	4.50	1,309	4.13
小田急電鉄株式会社	東京都渋谷区代々木 2 - 28 - 12	649	2.23	649	2.05
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内 1 - 4 - 1	635	2.18	635	2.00
東映株式会社	東京都中央区銀座 3 - 2 - 17	560	1.92	560	1.77
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町 1 - 13 - 1	411	1.41	411	1.30
京王電鉄株式会社	東京都新宿区新宿 3 - 1 - 24	386	1.33	386	1.22
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内 2 - 7 - 1	341	1.17	341	1.07
損害保険ジャパン日本興亜 株式会社	東京都新宿区西新宿 1 - 26 - 1	266	0.91	266	0.84
計		13,797	47.40	21,671	68.31

- (注) 1. 本自己株式処分前の大株主の構成は、平成27年12月31日現在の株主名簿を基準としております。
2. 所有議決権数の割合は小数点以下第三位を四捨五入しております。
3. 上記のほか、平成27年12月31日現在、当社は、当社普通株式2,619,236株を自己株式として保有しており、本自己株式処分後は0株となります。但し、平成27年12月31日以降の単元未満株式の買取り分及び買増し分は考慮しておりません。
4. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成27年12月31日時点の総議決権数(29,104個)に本自己株式処分により増加する議決権数(2,619個)を加えた数(31,723個)で除して算出した数値であります。
5. 本公開買付けの結果により、東京急行電鉄の保有する当社普通株式数が変動する可能性があります。処分後の持株比率は、本公開買付けにおける応募株主の応募株券等の総数が買付予定数の上限(5,255,000株)以上となったものとして計算しております。
6. 上記大株主がその保有する当社普通株式を本公開買付けに応募し、本公開買付けにより、東京急行電鉄が当該当社普通株式を取得する場合には、「割当後の所有株式数」は変動する可能性があります。上記大株主がその保有する当社普通株式を本公開買付けに応募しなかったものとして計算しております。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

### (1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

当社は、昭和21年に新日本興業株式会社として設立され、映画興行を事業の中心としておりました。昭和24年には東京証券取引所へ上場し、その後、昭和28年に東京急行電鉄が設立した東京製氷株式会社と合併して東急グループ入りを果たして以降、昭和44年の現社名(株式会社東急レクリエーション)への社名変更などを経つつも、東急グループにおけるエンターテインメント分野、特に映画興行事業を運営する役割を担ってまいりました。そして現在は、主として映画興行を行う映像事業を中心としつつ、ボウリング場・フットサル場・フィットネス施設・コンビニエンスストア・飲食店・ranKing ranQueen(ランキンランキン)・ホテルを運営するライフ・デザイン事業、不動産のマスターリースを中心とした不動産賃貸事業を3本柱として、事業運営を行っております。

現代の映画興行は同一の施設(サイト)に複数のスクリーンが設置されているシネマコンプレックスが主流となっており、当社は、シネマコンプレックス「109シネマズ」の全国チェーン展開を推進し、本有価証券届出書提出日現在においては、19サイト175スクリーン体制で事業を営んでおります。特に昨年には、最新鋭の映画設備を備えた大型シネマコンプレックスである109シネマズ二子玉川と109シネマズ大阪エキスポシティを相次いでオープンさせるなど、積極的な事業展開を行っております。

他方、当社が昭和31年に開業した「渋谷東急文化会館」と「新宿東急文化会館(新宿TOKYU MILANO)」は、開業以来半世紀にわたって、当社の事業の根幹として、また、渋谷・新宿それぞれの街の文化発信基地並びに文化の象徴として、街の発展とともに歩んでまいりました。しかしながら、近年においては、人々がエンターテインメントに求める価値観は大きく変化をしており、多様化する人々のニーズに応えるために、当社を取り巻く業界環境及び企業間の競争は一段と厳しいものとなっていることから、当社においても、老朽化が進んでいた「渋谷東急文化会館」や「新宿東急文化会館(新宿TOKYU MILANO)」を平成15年6月と平成26年12月にそれぞれ閉館し、渋谷地区においては「渋谷東急文化会館」に代わる新たなシネマコンプレックスの開業を目指し、「新宿東急文化会館(新宿TOKYU MILANO)」跡地においては、文化の新たな起点とすべく、再開発の計画を検討してまいりました。

そして、当社は、「おもてなしの心をもって“夢と希望”“感動と楽しさ”“安心と信頼”を提供する」との経営理念のもと、顧客満足の追求並びに企業価値の向上に取り組むとともに、更にこの経営理念を具現化すべく、平成26年5月に、経営ビジョン「エンターテインメント ライフをデザインする企業へ」を策定いたしました。この経営ビジョンは、今後の当社の事業の方向性を明確にし、10年後を見据えた新たな指針となるものであり、「変革への挑戦」をスローガンに掲げ、東急グループとの連携を強化し、お客様の期待を超えるサービスを目指すものであります。また、経営ビジョンの実現のためには「新宿東急文化会館(新宿TOKYU MILANO)跡地の再開発」、渋谷再開発計画における「渋谷地区でのシネマコンプレックス開業」は必要不可欠の要素であるため、当社は、これらを最重要課題として取り組んでおります。

このような中、当社は、東京急行電鉄より、当社が渋谷・新宿での事業拠点を新たな形で構え、収益性に波がある映画興行に左右されにくい事業構造を持つためには、街づくりの知見が豊富な東京急行電鉄との連携が必要不可欠であり、また、当該連携を実効的なものとするためには現在の当社を東京急行電鉄の関連会社とする東京急行電鉄の持株比率では不十分であって、連結子会社とすることにより両社間の協力関係を一層強化することが適切であるとの考えの下、平成27年10月下旬、東京急行電鉄が当社普通株式を追加取得し両社の企業価値向上を図ることについて提案を受けました。

そして、当社は、経営ビジョンの実現に不可欠な「新宿東急文化会館(新宿TOKYU MILANO)跡地の再開発」、渋谷再開発計画における「渋谷地区でのシネマコンプレックス開業」の実現のためには、それぞれ、ソフト(映画興行)の提供者である当社及びハード(施設開発)の提供者である東京急行電鉄双方のより強固な協力関係が必要不可欠であると考えていたため、東京急行電鉄による当社普通株式の追加取得により、両社の関係を強化するという東京急行電鉄の提案の方向性に賛同し、両社間で連携の在り方について、複数回にわたって協議・検討を行ってまいりました。

その結果、両社間での協議を踏まえ、東京急行電鉄は、平成28年1月中旬、東京急行電鉄が中期3か年経営計画「STEP TO THE NEXT STAGE」を推し進めるに当たっては、街づくりに「楽しさを提供する」役割が欠かせないと考え、そのエンターテインメント戦略を担う子会社として当社の東急グループにおける役割を拡大し、その拠点となる渋谷の街づくりを始めとして共に推進していくことが相応しいとの認識に至り、本取引によって東京急行電鉄が当社を連結子会社化することが、両社間の円滑かつ迅速な協力関係の下、各施策を実施することを可能とし、ひいては、当社、東京急行電鉄及び東急グループ各社の企業価値及び株主価値の向上に資するものであると結論付けました。また、当社も両社間での協議を踏まえ、経営ビジョンを実現させるためには、現状の持分法適用関連会社ではなく、東京急行電鉄の連結子会社となることによって、より強固な協力関係の下、東急グループ一体として事業を推進していくことが必要不可欠であると考え、本取引を実施するとともに、両社間で本資本業務提携契約を締結すべきとの結論に至りました。なお、連結子会社化に向けた具体的な方法としては、本自己株式処分を実施し、当社が資金調達をすることにより、当社の財務基盤を強化しつつ、当社の主要事業である映像事業における映画鑑賞環境の差別化に係る設備投資及び映像事業・不動産事業に係る物件の共有持分取得の資金需要を満たすことが可能となり、当社の収益力の向上、ひいては企業価値及び株主価値の向上に資することとなることから、本公開買付けのみならず、同時に本自己株式処分を実施することが、最適な方法であると両社は考えるに至りました。

以上のように、当社及び東京急行電鉄は、両社間の協力関係を一層強化することが、当社及び東京急行電鉄双方の企業価値及び株主価値の最大化に繋がると考えており、また、本取引により、当社が東京急行電鉄の連結子会社となることが両社間の円滑かつ迅速な協力関係の下、各施策を実施することを可能とし、ひいては、当社、東京急行電鉄及び東急グループ各社の企業価値及び株主価値の向上に資するための手段として極めて有効であるとの考えで一致したことから、東京急行電鉄による当社の連結子会社化を目的として、東京急行電鉄は本公開買付けを行い、当社は本公開買付けに賛同するとともに、同時に本自己株式処分を実施し、さらには、両社間において本資本業務提携契約を締結することといたしました。

なお、当社の取締役会において本自己株式処分の実施を決議するにあたっては、( )経営ビジョンの実現に不可欠な「新宿東急文化会館(新宿TOKYU MILANO)跡地の再開発」、渋谷再開発計画における「渋谷地区でのシネマコンプレックス開業」の実現のみならず、ライフ・デザイン事業及び不動産事業における経営ビジョンの実現を目指すためには、現状の持分法適用関連会社ではなく、東京急行電鉄の連結子会社となることによって、より強固な協力関係の下、東急グループ一体として事業を推進していくことが必要不可欠であり、両社間の協力関係を一層強化することが、当社及び東京急行電鉄双方の企業価値及び株主価値の最大化に繋がると考えられ、また、( )当社が東京急行電鉄の連結子会社となり、東急グループの一員として、東急グループの各社と共に「エンタテインメントシティSHIBUYA」戦略を推進していくことは、当社の事業領域の拡大が期待され、ひいては、当社、東京急行電鉄及び東急グループ各社の企業価値及び株主価値の向上に資するための手段として極めて有効であると判断したことのほか、自己株式の処分による資金調達により、当社が当社の主要事業である映像事業における映画鑑賞環境の差別化に係る設備投資及び映像事業・不動産事業に係る物件の共有持分取得の資金需要を満たすことが可能となることに加え、銀行借入れ、社債発行及び新株予約権付社債等の負債性のある資金調達手段では、本自己株式処分のように当社の財務基盤を強化しつつ資金調達を行うことは達成できないものであり、また、公募による自己株式の処分では、過去の事例に鑑みると、市場株価にプレミアムを付した価額を払込価格とすることは困難であること等の点から、他の資金調達手段との比較を行なった結果、本自己株式処分により一定程度株式の希薄化は生じるものの、上記のような点を考慮すると、既存株主にとっても株式の希薄化を上回るメリットが期待できるとともに、本自己株式処分による資金調達は、自己資本を適切な水準に維持するという当社の資本政策における方針にも合致するものと判断しております。

## (2) 大規模な第三者割当を行うこととした判断の過程

本自己株式処分は、希薄化率が25%未満であること、本自己株式処分のみをもって支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

しかしながら、「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載の通り、本公開買付けにおける応募株主の応募株券等の総数が買付予定数の上限(5,255,000株)以上となり、本公開買付けにより、東京急行電鉄が当社普通株式5,255,000株を取得する場合には、本取引により本自己株式処分の割当予定先である東京急行電鉄が直接又は間接的に保有する当社普通株式に係る議決権数の当社の総株主の議決権の数に対する割合は50.10%となるため、東京急行電鉄は、会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当する可能性があります。その場合、本自己株式処分は、大規模な第三者割当に該当します。

この場合、当社は東京急行電鉄の連結子会社となるため、支配株主の異動が生じることから、当社は、本自己株式処分の公正性を確保するべく、当社の経営者から一定程度独立した者と認められる、当社の社外監査役であり、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として届け出ている齋藤晴太郎氏に対し、本自己株式処分の必要性及び相当性について、意見を求めました。

これを受け、齋藤晴太郎氏は、当社、当社のフィナンシャル・アドバイザーである大和証券株式会社(以下「大和証券」といいます。 )及びリーガルアドバイザーであるTMI総合法律事務所から、本自己株式処分の意義、本自己株式処分に係る交渉過程並びに資金調達の内容及び資金用途等の詳細な説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行うとともに、当社が大和証券より取得した当社普通株式に関する株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。 )その他の本取引に関する資料の確認を行い、上記事項につき、慎重に検討を行いました。

その結果、齋藤晴太郎氏は、( ) 当社の経営ビジョンの実現のためには、東京急行電鉄の連結子会社となることによって、より強固な協力関係の下、東急グループ一体として事業を推進していくことが必要不可欠であり、両社間の協力関係を一層強化することが、当社及び東京急行電鉄双方の企業価値及び株主価値の最大化に繋がると考えられるほか、当社が東急グループの一員として、東急グループの各社と共に東京急行電鉄が掲げる「エンタテイメントシティSHIBUYA」戦略を推進していくことは、当社の事業領域の拡大が期待され、ひいては、当社、東京急行電鉄及び東急グループ各社の企業価値及び株主価値の向上に資するための手段として極めて有効であるといった当社の判断は、当社の事業上の課題とも整合するものであり、また、近年の当社の業界環境等に鑑みれば、東京急行電鉄との協力関係を強化していくことが企業価値及び株主価値の向上に資するとの考えには、経済合理性があり、十分な説得力を持っているといえ、本自己株式処分の意義に関する当社の判断には不合理な点は認められないこと、( ) 当社の事業上の課題や業界環境等に鑑みれば、当社の事業上の収益力の向上に向けた施策の実施や、当社の主要事業である映像事業において映画鑑賞環境の差別化に係る設備投資の必要性があると考えられるところ、本自己株式処分の資金用途は安定収益確保に貢献するための映像事業・不動産事業における物件の共有持分取得、あるいは映画鑑賞環境の差別化に係る設備投資を実施するものであると認められ、資金需要・資金用途についての説明にも何ら不合理な点は認められないこと、( ) 銀行借入れ等の負債性のある資金調達手段では、当社の財務基盤を強化しつつ資金調達を行うことは達成できないこと、本自己株式処分の処分価額は、本取引の公表日の前営業日である平成28年2月9日の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値、過去1ヶ月間の終値単純平均値、過去3ヶ月間の終値単純平均値、過去6ヶ月間の終値単純平均値に対してそれぞれプレミアムを加えた価額であって、公募による自己株式処分において同水準の処分価額を設定することは極めて困難であること、また、本株式価値算定書の結果と比較しても、十分な合理性が認められる払込価額であること等に鑑みれば、本自己株式処分の処分方法及び処分価額には相当性が認められること、( ) 本自己株式処分は、東京急行電鉄による当社の連結子会社化という本取引の目的を達成するために必要な限度で行われる制約付きであり、上場が維持されることに鑑みれば、本自己株式処分の割当予定先として東京急行電鉄が選定されること、並びに本自己株式処分における処分数量及び株式の希薄化の規模には、相当性が認められること、( ) 当社と東京急行電鉄との間の本取引に係る協議・交渉の過程は、当社の経営ビジョン実現という観点のほか、当社の財務基盤を強化しつつ、当社の資金需要を満たすことによって、収益力の向上を図る観点からも適切に検討がなされているといえ、その他何等不合理な点は認められないこと、( ) 本資本業務提携契約の合意内容は、目的、資本提携の内容、業務提携の内容を踏まえれば、当社の企業価値及び株主価値の向上及び最大化を期待することのできるものであり、相当性が認められること等を踏まえて、平成28年2月10日に、当社に対し、本自己株式処分には必要性及び相当性が認められる旨を内容とする意見書を提出しました。

なお、齋藤晴太郎氏は、東京急行電鉄及び当社との間で重要な利害関係を有しません。

## 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 第1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に掲げた第82期有価証券報告書及び第83期第3四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間において生じた変更、その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日においても変更の必要はなく、新たに記載する将来に関する事項もないと判断しています。

### 第2 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に掲げた第82期有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しています。

(平成27年3月27日提出の臨時報告書)

#### 1 提出理由

当社は、平成27年3月24日の第82期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### (1) 株主総会が開催された年月日

平成27年3月24日

## (2) 決議事項の内容

## 第1号議案 剰余金の処分について

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金 3円 総額 87,986,556円

ロ 効力発生日

平成27年3月25日

## 第2号議案 定款の一部変更について

定款第3条に定める本店の所在地を、東京都新宿区から東京都渋谷区に変更する。

## 第3号議案 取締役9名選任について

取締役として、佐藤 仁、菅野 信三、佐藤 篤、石崎 達朗、野本 弘文、石渡 恒夫、大須賀 頼彦、大島 昌之、山下 喜光の9名を選任する。

## 第4号議案 監査役2名選任について

監査役として、齋藤 晴太郎、金指 潔の2名を選任する。

## (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	賛成率 (%)	決議結果
第1号議案	18,176	49	2	89.99	可決
第2号議案	18,187	38	2	90.04	可決
第3号議案					
佐藤 仁	17,858	367	2	88.41	可決
菅野 信三	17,859	366	2	88.42	可決
佐藤 篤	18,155	70	2	89.89	可決
石崎 達朗	18,153	72	2	89.88	可決
野本 弘文	18,146	79	2	89.84	可決
石渡 恒夫	18,121	104	2	89.72	可決
大須賀 頼彦	18,125	100	2	89.74	可決
大島 昌之	18,152	73	2	89.87	可決
山下 喜光	18,151	74	2	89.87	可決
第4号議案					
齋藤 晴太郎	18,162	63	2	89.92	可決
金指 潔	17,816	409	2	88.21	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりであります。

1. 第1号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
3. 第3号議案、第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

## (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(平成27年8月4日提出の臨時報告書)

## 1 提出理由

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 報告内容

### (1) 当該事象の発生年月日

平成27年7月31日(和解成立日)

### (2) 当該事象の内容

訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

当社は、所有する建物である新宿TOKYU MILANOの一部を、株式会社モンテローザに居酒屋チェーン店「笑笑」店舗として賃貸しておりましたが、同建物の動員数減少、設備老朽化等による閉館を視野に入れ、契約解約につき交渉してまいりました。

しかしながら、株式会社モンテローザとの協議が整わず、当社は平成25年6月21日付にて東京地方裁判所に建物明渡請求訴訟を提起いたしました。その結果、平成27年3月6日付で第一審判決となりましたが、当該判決を不服とした株式会社モンテローザは控訴したため、東京高等裁判所にて訴訟係属中でした。

当社は、今般、東京高等裁判所から和解勧告があったことを受け、その内容について慎重に検討を重ね、本件訴訟を継続した場合に要する経済的・人的コストの負担等を総合的に勘案した結果、和解による早期解決をはかることが最も合理的であると判断いたしました。

和解の主な内容

- a 平成27年10月31日限り、株式会社モンテローザは営業終了のうえ店舗を明け渡す。
- b 当社は、明け渡しと引換えに和解金として260百万円を支払う。
- c 訴訟費用は、各自の負担とする。

### (3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

和解金260百万円につきましては、平成27年12月期に特別損失として計上する予定であります。また、和解が成立したことにより、和解成立日の平成27年7月から明け渡し予定日の平成27年10月までの期間で、新宿TOKYU MILANOの減価償却が完了するよう耐用年数を変更致します。これにより、平成27年12月期において売上原価が23百万円、営業外費用が467百万円増加する予定であります。

(平成27年11月13日提出の臨時報告書)

## 1 提出理由

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 報告内容

### (1) 当該事象の発生年月日

平成27年11月12日

(2) 当該事象の内容

当社は平成27年11月12日開催の取締役会において、下記のとおり固定資産の一部譲渡について決議し、平成27年11月13日付で譲渡契約を締結し、同日譲渡いたしました。

譲渡の理由

当社は、所有する建物である「新宿TOKYU MILANO」(新宿区歌舞伎町)の資産価値の最大化をはかることを目的に再開発計画の策定を進めており、この再開発計画については、東急グループの共同事業として推進するべく、「新宿TOKYU MILANO」の固定資産の一部を東京急行電鉄株式会社に譲渡することいたしました。

譲渡先の名称

東京急行電鉄株式会社

譲渡資産の内容

資産の内容及び所在地	譲渡価額	帳簿価額	譲渡前の用途
新宿TOKYU MILANO (東京都新宿区歌舞伎町1丁目29番1、29番2) 土地：3,773.28㎡のうち45.0% 建物：16,907.24㎡のうち45.0%	5,306百万円	3,173百万円	遊休資産

譲渡の日程

- |           |             |
|-----------|-------------|
| a 取締役会決議日 | 平成27年11月12日 |
| b 契約締結日   | 平成27年11月13日 |
| c 物件引渡日   | 平成27年11月13日 |

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該固定資産の譲渡に伴い、平成27年12月期において、2,126百万円の特別利益を計上する予定であります。

### 第3 最近の業績の概要

平成27年12月期の業績は、以下の連結財務諸表の通りであります。

なお、本有価証券届出書に記載されている連結財務諸表は、監査未了であります。



## 連結財務諸表

## ( 1 ) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当連結会計年度 (平成27年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	971,703	942,440
受取手形及び売掛金	1,051,453	1,393,839
リース投資資産	1,967,072	1,915,291
有価証券	-	4,640,287
商品	196,329	186,595
貯蔵品	69,811	75,471
繰延税金資産	144,806	136,657
その他	1,314,335	1,298,129
貸倒引当金	180	132
流動資産合計	5,715,332	10,588,580
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	8,173,833	10,207,973
機械装置及び運搬具（純額）	36,584	221,894
工具、器具及び備品（純額）	502,102	904,067
土地	9,908,024	8,017,345
リース資産（純額）	647,322	962,254
建設仮勘定	414,578	119,528
有形固定資産合計	19,682,446	20,433,063
無形固定資産	1,235,250	1,216,148
投資その他の資産		
投資有価証券	4,074,001	5,010,998
長期貸付金	857,062	723,115
差入保証金	9,159,630	8,953,386
繰延税金資産	13,114	258
その他	650,482	606,433
貸倒引当金	606	606
投資その他の資産合計	14,753,684	15,293,585
固定資産合計	35,671,380	36,942,797
資産合計	41,386,713	47,531,377

(単位:千円)

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当連結会計年度 (平成27年12月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	1,745,049	2,842,238
短期借入金	1,100,000	-
1年内返済予定の長期借入金	621,033	1,121,250
リース債務	204,249	320,533
未払金	1,115,657	1,295,823
未払法人税等	179,344	408,358
賞与引当金	61,417	36,709
資産除去債務	55,654	32,503
その他	1,284,355	1,143,747
流動負債合計	6,366,761	7,201,164
<b>固定負債</b>		
長期借入金	433,712	3,312,461
リース債務	2,397,772	2,555,705
繰延税金負債	-	1,536,644
再評価に係る繰延税金負債	2,581,782	1,329,864
退職給付に係る負債	290,099	285,257
資産除去債務	1,303,238	1,515,525
受入保証金	6,712,636	6,262,774
その他	18,758	207,423
固定負債合計	13,738,001	17,005,658
負債合計	20,104,762	24,206,823
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	7,028,813	7,028,813
資本剰余金	7,061,312	7,061,355
利益剰余金	3,274,628	6,516,727
自己株式	1,401,458	1,409,595
株主資本合計	15,963,295	19,197,300
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	909,785	1,588,192
土地再評価差額金	4,408,869	2,539,061
その他の包括利益累計額合計	5,318,654	4,127,253
純資産合計	21,281,950	23,324,554
負債純資産合計	41,386,713	47,531,377

## (2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

## 連結損益計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自平成26年1月1日 至平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自平成27年1月1日 至平成27年12月31日)
売上高	30,642,392	31,683,255
売上原価	28,382,321	29,157,123
売上総利益	2,260,071	2,526,132
販売費及び一般管理費	987,267	1,130,208
営業利益	1,272,804	1,395,923
営業外収益		
受取利息	20,962	29,045
受取配当金	49,785	51,226
その他	7,368	5,368
営業外収益合計	78,116	85,640
営業外費用		
支払利息	162,892	159,358
休止設備関連費用	-	602,629
その他	13,683	11,575
営業外費用合計	176,576	773,563
経常利益	1,174,344	708,000
特別利益		
固定資産売却益	144	2,139,456
投資有価証券売却益	3,677	-
特別利益合計	3,822	2,139,456
特別損失		
固定資産売却損	2,976	618
固定資産除却損	3,038	360,804
減損損失	260,245	95,374
店舗閉鎖損失	21,754	6,090
和解金	160,000	260,000
特別損失合計	448,014	722,888
税金等調整前当期純利益	730,152	2,124,568
法人税、住民税及び事業税	305,558	523,153
法人税等調整額	34,805	192,508
法人税等合計	270,753	715,662
少数株主損益調整前当期純利益	459,398	1,408,906
当期純利益	459,398	1,408,906

## 連結包括利益計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自平成26年1月1日 至平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自平成27年1月1日 至平成27年12月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	459,398	1,408,906
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	130,640	678,407
土地再評価差額金	-	139,334
その他の包括利益合計	130,640	817,742
包括利益	590,039	2,226,648
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	590,039	2,226,648
少数株主に係る包括利益	-	-

## (3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,028,813	7,061,207	2,991,242	1,394,922	15,686,340
当期変動額					
剰余金の配当			176,013		176,013
当期純利益			459,398		459,398
自己株式の取得				7,360	7,360
自己株式の処分		105		823	929
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	105	283,385	6,536	276,955
当期末残高	7,028,813	7,061,312	3,274,628	1,401,458	15,963,295

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	779,144	4,408,869	5,188,013	20,874,354
当期変動額				
剰余金の配当				176,013
当期純利益				459,398
自己株式の取得				7,360
自己株式の処分				929
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	130,640	-	130,640	130,640
当期変動額合計	130,640	-	130,640	407,595
当期末残高	909,785	4,408,869	5,318,654	21,281,950

当連結会計年度(自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,028,813	7,061,312	3,274,628	1,401,458	15,963,295
当期変動額					
剰余金の配当			175,950		175,950
当期純利益			1,408,906		1,408,906
土地再評価差額金の取崩			2,009,142		2,009,142
自己株式の取得				8,278	8,278
自己株式の処分		42		141	184
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	42	3,242,098	8,137	3,234,004
当期末残高	7,028,813	7,061,355	6,516,727	1,409,595	19,197,300

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	909,785	4,408,869	5,318,654	21,281,950
当期変動額				
剰余金の配当				175,950
当期純利益				1,408,906
土地再評価差額金の取崩				2,009,142
自己株式の取得				8,278
自己株式の処分				184
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	678,407	1,869,807	1,191,400	1,191,400
当期変動額合計	678,407	1,869,807	1,191,400	2,042,603
当期末残高	1,588,192	2,539,061	4,127,253	23,324,554

## (4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	730,152	2,124,568
減価償却費	1,319,224	1,955,945
減損損失	260,245	95,374
貸倒引当金の増減額(は減少)	529	47
賞与引当金の増減額(は減少)	20,682	24,708
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	944	4,842
固定資産売却損益(は益)	2,831	2,138,837
固定資産除却損	3,038	360,804
投資有価証券売却損益(は益)	3,677	-
受取利息及び受取配当金	70,747	80,271
支払利息	162,892	159,358
和解金	160,000	260,000
売上債権の増減額(は増加)	151,938	301,803
たな卸資産の増減額(は増加)	8,763	4,073
立替金の増減額(は増加)	5,205	155,982
仕入債務の増減額(は減少)	423,831	1,337,857
前払費用の増減額(は増加)	23,280	26,586
前受金の増減額(は減少)	25,005	42,383
預り金の増減額(は減少)	54,931	197,338
差入保証金の増減額(は増加)	35,821	206,243
預り保証金の増減額(は減少)	118,749	449,862
未収消費税等の増減額(は増加)	-	152,205
未払消費税等の増減額(は減少)	62,327	63,153
その他	32,098	56,140
小計	2,323,987	3,372,248
利息及び配当金の受取額	70,719	80,099
利息の支払額	162,896	154,638
和解金の支払額	50,000	370,000
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	357,461	287,302
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,824,349	2,640,407

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	-	80,000
固定資産の取得による支出	863,816	5,244,766
固定資産の売却による収入	7,740	5,317,280
資産除去債務の履行による支出	126,285	59,951
投資有価証券の取得による支出	-	10,000
投資有価証券の売却による収入	6,947	-
貸付金の回収による収入	62,649	136,284
投資活動によるキャッシュ・フロー	912,765	58,847
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	100,000	1,100,000
長期借入金の返済による支出	620,818	621,033
長期借入れによる収入	-	4,000,000
ファイナンス・リース債務の返済による支出	288,310	262,632
自己株式の取得による支出	7,360	8,278
自己株式の処分による収入	929	184
配当金の支払額	176,347	176,469
財務活動によるキャッシュ・フロー	991,907	1,831,769
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	80,323	4,531,024
現金及び現金同等物の期首残高	1,052,027	971,703
現金及び現金同等物の期末残高	971,703	5,502,727



## ( 5 ) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

(耐用年数の変更)

当社は、所有する建物である「新宿TOKYU MILANO」(新宿区歌舞伎町)において、設備老朽化等による閉館を視野に入れ、テナントに対し建物明け渡しを交渉していましたが、当連結会計年度において、テナントとの建物明け渡しに関する和解が成立したことにより、和解成立日の平成27年7月から明け渡し予定日の平成27年10月までの期間で、「新宿TOKYU MILANO」の減価償却が完了するよう耐用年数を変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益は23,369千円、経常利益及び税金等調整前当期純利益は490,509千円減少しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

### 1 報告セグメントの概要

当社グループ(当社及び連結子会社)の報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、取り扱うサービスの観点から事業を区分し、各事業部門が包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは事業別のセグメントから構成されており、「映像事業」、「ライフ・デザイン事業」及び「不動産事業」の3つを報告セグメントとしております。各報告セグメントの主要な事業内容は以下のとおりであります。

映像事業..... 映画館の経営、イベントの企画制作

ライフ・デザイン事業..... ボウリング場・フットサル場・フィットネス施設・コンビニエンスストア  
・飲食店・ランキンランキン・ホテルの経営

不動産事業..... ビル・住宅等の賃貸

### 2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部売上高及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

## 3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結 財務諸表 計上額 (注)3
	映像事業	ライフ・ デザイン事業	不動産事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	15,582,837	6,826,905	7,409,838	29,819,581	822,810	30,642,392	-	30,642,392
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	31,065	31,065	910,026	941,092	941,092	-
計	15,582,837	6,826,905	7,440,904	29,850,647	1,732,837	31,583,484	941,092	30,642,392
セグメント利益 又は損失( )	917,865	150,499	1,400,631	2,167,996	90,625	2,258,622	985,818	1,272,804
セグメント資産	10,946,418	4,178,698	21,615,891	36,741,008	169,593	36,910,602	4,476,110	41,386,713
その他の項目								
減価償却費	794,671	262,479	235,109	1,292,260	6,669	1,298,930	20,294	1,319,224
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	905,054	242,132	178,546	1,325,733	8,592	1,334,325	8,332	1,342,657

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ビル管理事業を含んでおります。

2 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失( )の調整額 985,818千円には、セグメント間取引消去 3,242千円、各報告セグメントに配分していない全社費用 982,575千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない当社の一般管理部門に係る費用であります。
- (2) セグメント資産の調整額4,476,110千円には、セグメント間取引消去 113,591千円、各報告セグメントに配分していない全社資産4,589,701千円が含まれております。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない当社の金融資産(現金及び預金、投資有価証券等)及び一般管理部門に係る資産であります。
- (3) 減価償却費の調整額20,294千円には、セグメント間取引消去 456千円、各報告セグメントに配分していない全社減価償却費20,750千円が含まれております。全社減価償却費は、主に報告セグメントに帰属しない当社の一般管理部門に係る減価償却費であります。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額8,332千円には、セグメント間取引消去 2,919千円、各報告セグメントに配分していない全社資産11,251千円が含まれております。全社資産の増加額は、主に報告セグメントに帰属しない当社の一般管理部門に係る資産の増加額であります。

3 セグメント利益又は損失( )は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結 財務諸表 計上額 (注)3
	映像事業	ライフ・ デザイン事業	不動産事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	17,064,191	6,557,241	7,307,746	30,929,179	754,075	31,683,255	-	31,683,255
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	13,036	13,036	844,345	857,382	857,382	-
計	17,064,191	6,557,241	7,320,783	30,942,216	1,598,421	32,540,638	857,382	31,683,255
セグメント利益 又は損失( )	1,271,500	130,477	1,259,232	2,400,256	92,714	2,492,970	1,097,046	1,395,923
セグメント資産	13,515,660	4,008,976	15,145,849	32,670,486	168,331	32,838,818	14,692,559	47,531,377
その他の項目								
減価償却費	900,868	251,885	249,583	1,402,337	304	1,402,641	553,303	1,955,945
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	4,109,990	373,572	1,846,165	6,329,728	-	6,329,728	51,414	6,381,143

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ビル管理事業を含んでおります。

2 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失( )の調整額 1,097,046千円には、セグメント間取引消去 6,600千円、各報告セグメントに配分していない全社費用 1,090,446千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない当社の一般管理部門に係る費用であります。
  - (2) セグメント資産の調整額14,692,559千円には、セグメント間取引消去 113,169千円、各報告セグメントに配分していない全社資産14,805,728千円が含まれております。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない当社の金融資産(現金及び預金、有価証券、投資有価証券等)、固定資産(土地等)及び一般管理部門に係る資産であります。
  - (3) 減価償却費の調整額553,303千円には、セグメント間取引消去 1,318千円、各報告セグメントに配分していない全社減価償却費554,622千円が含まれております。全社減価償却費は、主に「新宿T O K Y U M I L L A N O」の減価償却費及び報告セグメントに帰属しない当社の一般管理部門に係る減価償却費であります。
  - (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額51,414千円には、セグメント間取引消去 1,060千円、各報告セグメントに配分していない全社資産52,475千円が含まれております。全社資産の増加額は、主に報告セグメントに帰属しない当社の一般管理部門に係る資産の増加額であります。
- 3 セグメント利益又は損失( )は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

- 1 製品及びサービスごとの情報  
セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。
- 2 地域ごとの情報
  - (1) 売上高  
本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。
  - (2) 有形固定資産  
本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。
- 3 主要な顧客ごとの情報  
外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

- 1 製品及びサービスごとの情報  
セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。
- 2 地域ごとの情報
  - (1) 売上高  
本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。
  - (2) 有形固定資産  
本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。
- 3 主要な顧客ごとの情報  
外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)	全社・消去	合計
	映像事業	ライフ・ デザイン事業	不動産事業	計			
減損損失	146,372	99,140	1,491	247,004	13,291	51	260,245

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ビル管理事業を含んでおります。

当連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)	全社・消去	合計
	映像事業	ライフ・ デザイン事業	不動産事業	計			
減損損失	4,060	70,551	20,761	95,374	-	-	95,374

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ビル管理事業を含んでおります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
1株当たり純資産額	725.63円	795.56円
1株当たり当期純利益金額	15.66円	48.05円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	-円	-円

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	459,398	1,408,906
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	459,398	1,408,906
普通株式の期中平均株式数(千株)	29,332	29,322

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (平成26年12月31日)	当連結会計年度末 (平成27年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	21,281,950	23,324,554
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-	-
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	21,281,950	23,324,554
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数(千株)	29,328	29,318

## (重要な後発事象)

当社は、平成28年2月10日開催の取締役会において、東京急行電鉄株式会社(以下「公開買付者」といいます。)による当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に関して、賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様のご判断に委ねること及び公開買付者との間で資本業務提携契約(以下「本資本業務提携契約」といいます。)を締結することを決議いたしました。また、当社は、本資本業務提携契約に基づき、平成28年2月10日開催の取締役会において、公開買付者を割当予定先として第三者割当により当社の保有する自己株式の全てを処分すること(かかる自己株式の処分を、以下「本自己株式処分」といい、本公開買付け及び本自己株式処分を総称して、以下「本取引」といいます。)を実施することについても決議をしております。公開買付者は、本取引により、当社を連結子会社とすることを目的としておりますが、当社株式の上場廃止を企図するものではなく、本公開買付け成立後も引き続き当社株式の株式会社東京証券取引所市場第二部における上場は維持される方針です。

詳細につきましては、本日(平成28年2月10日)公表いたしました「東京急行電鉄株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明及び資本業務提携のお知らせ」及び「第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第82期)	自 至	平成26年1月1日 平成26年12月31日	平成27年3月24日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第83期第3四半期)	自 至	平成27年7月1日 平成27年9月30日	平成27年11月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としています。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年3月24日

株式会社東急レクリエーション  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松	尾	浩	明
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	島	村		哲

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東急レクリエーションの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

#### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東急レクリエーション及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社東急レクリエーションの平成26年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社東急レクリエーションが平成26年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。  
2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書

平成27年3月24日

株式会社東急レクリエーション  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松	尾	浩	明
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	島	村		哲

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東急レクリエーションの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第82期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東急レクリエーションの平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年11月13日

株式会社東急レクリエーション  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松	尾	浩	明	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	島	村		哲	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社東急レクリエーションの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成27年7月1日から平成27年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成27年1月1日から平成27年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東急レクリエーション及び連結子会社の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。